

琉球大学学術リポジトリ

原忠順文庫貴重資料展(第7回資料展)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学附属図書館 公開日: 2024-10-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002020760

原忠順文庫貴重資料展

—琉球処分（置県）直後の沖縄の状況—
（第7回資料展示会）

期間 平成11年11月8日～19日
平日 午前9時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
日曜日 閉館

特別講演会

演題：原忠順文書を通して見た置県直後の沖縄
の社会状況

講師：琉球大学法文学部教授 金城正篤

日時：平成11年11月13日（土）午後2時～3時

場所 琉球大学附属図書館1階多目的ホール

琉球大学附属図書館

目次

原忠順文庫資料展に寄せて…………… 金城正篤 3

琉球大学所蔵「原忠順文庫」展示資料解説

(解説文協力者)

豊見山和行、金城正篤、上里賢一各氏

…………… 6

原忠順文庫目録…………… 16

原忠順應侯 (悔堂) 年譜 …………… 20

編集後記 …………… 展示委員会

原忠順文庫資料展に寄せて

法文学部教授 金城正篤

原忠順（はら ただゆき 1834—94）。肥前鹿島藩（佐賀県）の出身。1879年（明治12）4月沖縄県少書記官に任命され、初代沖縄県令鍋島直彬（旧鹿島藩主）と共に翌五月に着任。翌年六月に大書記官となり、1882年（明治14）9月辞任するまでの2年半、鍋島県令の片腕として置県直後の困難な状況のもとでの県政運営にあたった。

年譜によれば、原は幼少の頃からとりわけ「文学」に傾倒していたらしい。1854年（安政元）には江戸邸にあって、藩主に近侍して執務するかたわら、薩摩の重野安繹・伊地知正治に就いて学問を学んだ。翌年には藩命で昌平黌に入って「文学に従事」したとある。その時に交わった人物の中に長州の高杉晋（新）作の名が見える。

1859年（安政6）藩主の襲封に従って帰郷し、翌年（万延元）には側頭兼侍講、つまりは藩主のブレーンの地位にいて、藩主の文武更張の政策を推進するとともに、藩政改革の衝にあたった。1863年（文久3）薩摩・肥後・肥前三藩による公武合体の建白書の奏聞のため、宗（佐賀）藩主の名代を兼ねて上京している。1866年（慶応2）には家老に抜擢され、幕末の難局を舵取る重要なポストに立つ。

1869年（明治2）には鹿島藩大参事に任じ、藩知事直彬を補佐し藩政改革を進めた。廃藩置県の翌1872年（明治5）8月、直彬に随行してアメリカに留学、翌年五月に帰朝後、『米政撮要』を著わす。74年（明治7）5月左院五等議官、翌年左院が廃され、その翌年には東京を引払って帰郷している。

やや煩雑にわたったが、ほぼ以上が沖縄県少書記官に任ぜられるまでの原忠順の経歴である。なお、沖縄を去って後、1890年（明治23）に佐賀県から第一回貴族院多額納税者議員に当選したが、1894年（明治27）故郷で直彬らに見守られながら61歳の生涯を終えた。

ところで、沖縄の廃藩置県が全国に布告されたのが1879年（明治12）4月4日、鍋島直彬・原忠順がそれぞれ沖縄県令・少書記官に任命されたのが翌日の4月5日のこと。新設の沖縄県の県令には華族から選出したい、というのが明治政府の意向であったようだ。その白羽の矢が立てられたのが鍋島であった。そして鍋島はぜひとも原を書記官として同行したいと願った。年月日の記載はないが鍋島が沖縄県令に指名されたいきさつについて、鍋島から原に送られた書翰には次のように記されている。

過日已来の琉球一件、追々切迫、廟議遂に廢藩置県の事に決し、……直ちに県令を撰ばれ、廢藩置県の号令発表相成り候内決にて、琉球県令たるべきもの、内閣に於ても段々評議之れ有り候由の処、琉球は極めて門地を尊び候国につき、成るべくは華族中より命ぜられ候方然るべくとの議にて、人撰相成り候処、……（右大臣岩倉具視より）何卒直彬に奮発致し呉れ間敷哉との趣意、柳原議官を以て懇々たる内諭にて、……何分国家の大事件、亜細亜歴史の一大変革に当り、……該新県の令たるもの士族にて然るべからず、華族より遣わすべし。しかして華族中にては、鍋島にあらざれば平凡のものにては、逆も任に堪ゆるべからずとの見込みを以て、右大臣より内意之れ有り候を、辞退候ては残念の次第につき、……及ばずながら尽力仕るべくと御請け申し上げ候。……願くは平生の好誼を忘れられずば、一日も速やかに上京相成りたく、将来互いに幾分か我が大日本に鍋島ならびにその旧臣に原というものある事も世人承認し、……且つ大丈夫たるもの此の大事件に当り、その力を尽すは極めて愉快の義につき、何卒必ず至急上京、直彬を助けられたく、懇願是の事に候……

（片仮名を平仮名に変え、句点・濁点を付すなど読みやすくしてある）

門地を貴ぶ沖縄の民心を収攬するには、県令には華族を派遣するのが得策だ、ということで結局鍋島が選ばれたのであるが、鍋島も断われずに原を同行することで拜命した。ちなみにこの時、鍋島県令が36歳、原少書記官が45歳。鍋島は10歳も年上の原を尊敬し、常にその教示を仰いでいたことが、原に宛てた鍋島の書翰などから読み取れる。のち自分の後任に原を沖縄県令に推薦したが、政府の容れる所とならなず、後任の二代目県令には上杉茂憲が就任する。

原忠順関係文書には、日記・書翰、県内情勢に関する報告書、原自身の漢詩文、漢籍、古書、古文書の写し、書画の掛け軸、等々が含まれている。若い頃から「文学」に傾倒したこともあって、自作の漢詩等を数多く残している。また、とりわけ置県直後の沖縄の政治・社会状況を伝える生々しい記録は貴重である。

新設されたばかりの沖縄県に着任した鍋島県令と原少書記官を悩ませたものの一つは、旧三司官をはじめとする旧王府役人を含む士族層、および各間切地頭代以下地方役人の県政への非協力的態度であり、もう一つは薩摩の寄留商人等の跋扈であった。

1881年（明治14）1月21日付で大書記官・県令連名で、内・蔵両卿宛に提出された「内申」書には、士族たちが「盟約」を結んで県庁の指揮に従わず「愚民を誑惑」し、ほしのままに「公租を私収」するなど、「陰悪の所業」が、「探偵」によって摘発されたにもかかわらず、彼らを悔悟・威服させるのは容易ではない、と嘆いている。また同じ文書

で寄留商人等が県政を誹謗している現状に触れて次のように述べている。

辞職セシモノ、或ハ諭旨辞職セシメシモノ、又不都合ノ所業アリテ免職セシモノ、且ツ是等ノ私党及他府県ヨリノ寄留商人等ノ中、無根ノ説ヲ宣布シ種々讒謗誹譏ヲ事トシ、私怨ヲ以テ頻リニ小官等ノ荣誉ヲ汚洗毀損セントス……

鍋島県令は属僚30余名を従えて着任したといわれる。他県の者から見れば、県令の郷党が県政を壟断しているとしたのも無理はない。これが「讒謗誹譏」の原因であり、そのことが中央政府にも聞こえていたのであろう。辛くいえば、先の内・蔵両卿宛の「内申」書は、そのことについての弁明書であり、同時に鍋島更迭の遠因にもなったものと考えられる。

今回は、とくに沖縄県書記官として在職した時期の、原忠順関係の文書を重点的に展示して、置県直後の沖縄県の社会状況を垣間見るよすがとしたい。

琉球大学所蔵「原忠順文庫」展示資料解説

1

「原忠順日記 明治12年」(はらただゆきにつき めいじじゅうにねん)

外題：日乗 明治十二年 沖縄

原本1冊。墨付き105丁。8.2×17.8cm。

編著者(記主) 原忠順

時代 明治12年(1879)

内容：

本日記は、原忠順の直筆日記で、琉球処分(明治12年、1879年)時の5月6日から同年8月6日まで記述されている。原は明治12年(1879)4月5日に沖縄県少書記官に任命された。本日記冒頭の5月6日条は、内務省内の沖縄県事務取扱所へ出勤から起筆され、月手当金の件、「内地会計」の件、明日以後の往復文書は内務省内の庶務局へ照会の件、等の事務処理を行っている。以後、沖縄へ出向くまでの諸準備を調べ、鹿児島・奄美を経由して同年5月18日、那覇に上陸している。翌19日には仮県庁へ出勤し、以後首里王府の三司官らとの交渉記事が簡略ながら記されている。本日記は、琉球処分時に明治政府側から派遣され初期沖縄県政を直接担った人物の日記であり、貴重な内容である。

(豊見山和行)

2

「原忠順日記 明治13年」(はらただゆきにつき めいじじゅうさんねん)

外題：日乗 明治十口(三カ)年 沖縄

原本1冊。墨付き25丁。10.5×15.6cm。

編著者(記主) 原忠順

時代 明治13年(1880)

内容：

日記本文は、明治13年9月13日から起筆され、沖縄島南部の島尻地方巡検記事が簡単に記されている。その他、明治16年1月4日付けの太政官布告なども筆写されている。初期沖縄県政を知る上で重要な日記である。

冒頭には「沖縄県一歳租額収入概略」(三丁半)が筆写されていることから、当該期における沖縄の租税状況を把握するためのメモと考えられる。

(豊見山和行)

3

「他村 仕明地・旧地頭地・百姓地叶掛地 貢租収入帳／嘉数村」(たむらしあけち・きゅうじとうち・ひやくしょうちかなえがけち こうそしゅうにゆうちよう／かかずむら)

原本1冊。32丁。26.2×17.9cm。

編著者 不明

時代 不明(明治初期頃か)

内容：

豊見城間切・嘉数村の住人(地人)が、近隣の長堂村・金良村・饒波村などの仕明地(開墾地)や小作に出された地頭地(士族の役地)などからの収入を記した帳簿。上大屋、前真地小、新平田、仲前大屋、比嘉小などのように屋号で呼ばれる単位をひとまとまりとして、寅年から申年までの七年間の収入(一部は他村への支払い)が墨書と朱書で書き分けられている。そのため複雑な記載となっている。王国末期から明治初期にかけての沖縄本島における村の経営の一部を知る上で、興味深い内容を持つ稀な帳簿である。
(豊見山和行)

4

表紙欠・表題欠 「(仮題)首里王府法令及び法条写」(しゅりおうふほうれいおよびほうじょううつし)

写本1冊。52丁。28×20cm。

*「沖縄県」と印刷された罫線入りの原稿用紙に書写。

編著者 不明(戦前の県庁か)

時代 雍正から道光期(1720年代～1850年代)の法令(書写は明治初期頃か)

内容：

①市場、山林、蘇鉄、道路、家屋、売買、医制、租税、砂糖・鬱金、屠獸、死豚、船舶等に分類した首里王府による単行法令をまとめた部分と、②「法条写」の部分からなる。

例えば、①山林の項における雍正11年(1733)の法令では、(1)御嶽(ウタキ)の諸木や竹、枯れ枝を伐採あるいは採取すること、(2)首里・泊・那覇・久米村やその近在の間切が管轄する松山・葉山の諸木・竹枝を伐採すること、(3)御風水所から石や土を堀取ること、の三項目が禁止され、それに違反するものは、当事者本人は拷問を三座加えた上に五日の日晒し刑、その主人や抱え主は30日の寺入れ刑に処すとの内容である。こ

のように発布年が明記されているだけでなく、多様な法令が発布状況を知ることが可能であり、王府法の実態を解明する素材を与えてくれる。 (豊見山和行)

5

「法制之部（首里王府法令集）」（ほうせいのぶ（しゅりおうふほうれいしゅう））

写本1冊。27丁。28×20cm。

*「沖縄県」と印刷された罫線入りの原稿用紙に書写。

編著者 不明（戦前の県庁か）

時代 雍正13年(1735)～道光26年(1846)の法令（書写は明治初期頃か）

内容：

首里王府の禄制、家督相続、道路、橋梁、堤防、船改め、船海、那覇港、砂糖の項目に分類された法令集である。発布年代の明確な法令（船改め等）は少なく、発布年の欠けたものが大半を占める。ただし、発布年は欠落しているものの例えば、家督相続法では首里王府への手続きが詳しく規定されており、他の史料では見られない条文が数多く見られる。 (豊見山和行)

6

「原忠順書簡類」

鍋島直彬より原忠順へ (明治12年3月頃?)

18×205cm

内容：

年月日の記載はないが、文面から推して琉球の廃藩置県が全国へ布告（明治12年4月4日）される直前のものである。松田処分官が軍警を率いて三度来琉し、同年3月31日限り首里城明け渡しを命じる。

「廃藩置県発表ノ節直彬ヲ沖縄県令ニ（即琉球県令）命ゼラレ候筈ナリ」と書翰に書き送っているように、廃藩置県が布告された翌5日に、鍋島が初代県令に任命されている。その書翰の中で、沖縄県令は華族中から人選されることが決まっていること、その華族の中で自分に白羽の矢が立てられる見込みであること、「国家ノ一大事件、垂細垂歴史ノ一大変革」のこの機会に、及ばずながら尽力する覚悟で引き受けることにしたこと、そして、郷里にいた原に対し、これまでの誼みを忘れず至急上京し、自分を助けて欲しい、と頼み込んでいる。 (金城正篤)

7

「原忠順書簡類」

内務卿伊藤博文から沖縄県令鍋島直彬宛て内達（写） 明治12年10月8日

内容：

冒頭に見えるように、明治12年9月18日付で沖縄県から提出された「県治上処置振りニ付テノ具申書」に対する伊藤内務卿の「内達」である。

置県直後、首里・那覇から地方に至るまで展開された県政ボイコットの動き、とりわけ県政不服従の「盟約書」が明るみに出るに及んで、県当局も態度を硬化させ、その首謀者の摘発に乗り出した。県が放った「探偵」が入手した「盟約書」（仰日記）が、いま『原忠侯』（原忠順の伝記、久布白兼武著）の中に収録されている。

これについて「内達」は、「就中盟約一条ノ仰日記ノ如キハ、首里旧評定所ノ手ニ成リタルモノト視認ムヘキ形跡ニ付、其根源迄モ推究」した上、旧三司官以下関係旧官吏を容赦なく処罰せよ、と指示している。（金城正篤）

8

「原忠順書簡類」

県令・書記官より内務・大蔵両卿への「内申」書（写） 明治14年1月21日

内容：

草創期の鍋島・原コンビの沖縄県政は、多くの困難に直面した。第一には、三司官以下旧王府支配者および地方役人の県政非協力・妨害、第二には、県外から雇った県職員の職務不履行・怠慢（たとえば先島勤務を忌避するなど）、第三には、とりわけ鹿児島に寄留商人の私利追求と県官吏の結託、等々。

これらのことが複雑に絡んで、県政を麻痺させ、ひいては鍋島県政への誹謗を誘発し、ついに県令・書記官の辞職を言い立てる者も現れていたようだ。これらの誹謗が、事実無根であることを一々弁明し、汚名を濯ぐためにこの文書は書かれた。県令・書記官連名で内務・大蔵両卿宛に提出された。

末尾で「速ニ本職ヲ解カレ候様御取扱被下度伏テ奉懇願候也」と辞職を願い出ている。

（金城正篤）

「原忠順書簡類」

鍋島県令から原大書記官に宛てた書翰① 明治14年 5月10日

巻物 18×1100cm

内容：

政府の上京命令を受けて、鍋島県令が横浜に着いた明治14年（1881）4月14日から、岩倉や大隈・伊藤といった政府のおもだった人たちとの面談の経緯・内容を細かく記したもので、末尾に5月10日の月日があり、原書記官への「密啓」とされている。

内容は岩村内務書記官の鍋島県政誹謗の書面について、事実関係を陳述する場を設定して欲しいという鍋島の要請が、なかなか実現しないことへの苛立ちが縷述されている。11メートルを越える巻物に、2万字に及ぶかと思われる長文の書翰である。

なお岩村の県政誹謗の書面とは、鍋島によれば、「わずか十五日間ばかり那覇の旅寓に居て、辞職まぎわの連中の説などを集録」して内務卿に提出した復命書で、県令と書記官を貶めるための意図的な文書だという。（金城正篤）

「原忠順書簡類」

鍋島県令から原大書記官に宛てた書翰② （明治14年 5、6月頃？）

17×81cm

内容：

鍋島は自分の後任として次の沖縄県令に原を据えたい意向であったが、それは政府の容れるところとならなかった。その理由の一つに自身の働きが足りなかったことをあげて、その「失策」を詫びている。もっとも鍋島も原も、置県直後の困難な沖縄県政をあずかって、沖縄県民のために心血を注いできた自負があり、それが仇になってかえって県政運営に対する「讒謗」にさらされ、この時期にはすでに辞職の腹を固めていた。

二人の後任には県令に上杉茂憲、書記官に池田成章が着任する。その上杉・池田の人柄などが好意的に紹介されており、また、辞職後の原の転任先にも触れて慰諭するとともに、鍋島自身は頭髪が悉く白くなったような気がする、とその心痛の一端を覗かせている。（金城正篤）

11

久布白兼武編『原應侯』

清書原稿 1冊 17×24 cm

内容：

当文庫所蔵の清書原稿には、著者以外の書誌事項はないが、活字本の奥付には、発行者原忠一、印刷所が鹿島商事株式会社、大正15年10月20日発行とあり、「非売品」となっている。編著者の久布白兼武については、こまかなことはよくわからないが、父親が鹿島藩の家臣で藩主鍋島直彬の側近として活躍したらしい。本人の兼武は佐賀県議会議員をつとめた（『鹿島の人物誌』）。

全体が31章から成り、原の生立ちから死去に至る六十一年の生涯を綴ったもの。関係記録を丹念に駆使して書かれていて、信頼できる伝記である。

開いてある部分は「第二十六章 南島の新政其の二第二節沖繩の情勢」の部分で県政不服従を誓った「盟約書」（仰日記）が引かれている。現在、数点が知られているに過ぎない数少ない貴重な史料である。（金城正篤）

12

『酬世錦囊』家禮類 卷一（しゅうせいきんのう かれいるい）

謝梅林（号硯傭）、鄒可庭（号涉園）輯。

清の雍正年間（1723～35）の編。1冊。縦17×横12 cm。

所蔵者と思われる、久米村の崇徳堂、登川里之子親雲上の印あり。

内容：

福建省の家礼（一家の礼儀作法）に関する記述が詳しく、琉球の家礼との比較の上で貴重な内容を含んでいる。

第一巻 冠礼（帖式、祝辞）、婚礼（庚帖、呪文）、喪礼（帖式、呪文）、祭礼（帖式、呪文）、第二巻 呪文、第三巻 聘啓 碎錦（姓氏付）、第四巻 賀婚詩、生育詩、弔輓詩、書贈詩、錢送詩、第五巻 賀寿誕詩、賀科第仕官詩となっている。

（上里賢一）

13

『酬世錦囊』天下路程 卷二（しゅうせいきんのう てんかろてい）

編集者、成立年、所蔵者等は、いずれも18の『酬世錦囊』家禮類卷一と同じ。巻一を欠く。1冊。縦17×横12 cm。

内容：

清代の中国の交通について、経路と距離を記録したもの。巻二は、開巻冒頭に「湖広省城進京陸路程」（湖広＜湖南・湖北＞の省城から北京へ行く陸路程）とあり、続いて「福建省由温州至蘭溪県水陸路程」（福建省から温州を経て蘭溪に至る水・陸路程）とある。

琉球王国時代の進貢使節や冊封使が、福建省と北京の間を往復するのに、どのようなルートを利用したかを知るうえで、参考となる資料である。（上里賢一）

14

「原忠順書簡」

従四位鍋島公に上るの書（じゅうよんみ なべしまこうに たてまつるのしよ）

内容：

原忠順から鍋島直彬に差し出された書簡。浄書されたものは前半しか残っていないが、下書きの草稿があり、全文を確認することができる。

書簡が出されたのは明治十四年十一月十五日、原忠順が官を辞して（同年九月二十九日）から一ヶ月半くらい後である。

鍋島公と原忠順の関係、置県当時の沖縄の様子、県政運営の苦勞などが記録されており、「琉球処分」直後の明治政府の役人の動向を見る上で興味深い資料といえる。

（上里賢一）

15-1

詩題

辛巳夏日巡視國頭地方憩大宜味湾南里 原忠順

（辛巳の夏日、国頭地方を巡視し、大宜味湾の南里に憩う）

清嶂環灣嵐氣稠

花塵不到水亭幽

宛然如對營丘畫

丘有清風

恋著烟波半日留

せいしょう 灣を環りて嵐氣稠し

かじん 到らず 水亭幽なり

えんぜん 宛然として營丘の画に對するが如し

丘に清風有りて

煙波を恋いて半日留まる

(口語訳)

緑の山々が湾をとり囲み、山に立ちこめるもやも濃い。

世俗のわずらわしさもなく、水辺の^{あずまや}亭のあたりは奥深くしずかである。

この風景に対すると、まるで営丘（地名・風景が美しい）を描いた画に向かっている気分である。

もやのたちこめた山と海に見とれて半日留まった。

(上里賢一)

15-2

詩題

辛巳八月應恩召發任所沖繩県九月臻東京須臾而罷官將帰田聊賦蕪絶呈前県令鍋嶋公

(辛巳八月、恩召に応じて任所の沖繩県を發し、九月東京に^{いた}臻り、須臾にして官を^や罷め、將に田に帰らんとして^{いささか}聊か蕪絶を賦して、前の県令鍋嶋公に呈す)

曾無一事補參稽

^{かつ}曾て事として^{さんけい}參稽を補することなく

解組何為噬噬臍

解組せんとして何ぞ^{ほそ}臍を^か噬むをなさん

天末遊踪鴻爪雪

天末に遊踪す^{こうそう}鴻爪の雪

空於去後付春泥

^{むな}空しく去りて後^{しゅんてい}春泥に^ふ付さん

(口語訳)

かつて書記官としてお仕えしていた頃、鍋嶋公の県政運営の参考になるような仕事は何一つとしてできなかった。

役人を辞めるというこの時になって、後悔してみてもどうにもなるものではない。天の涯のように遠い琉球に足を踏み入れたが、それは白鳥が雪の上に残した足跡のように。

今はそれも春の日ざしのもとでとけて無くなろうとしているだろう。(まことに人の行ないなどというものは、一時的なものではかないものです)

(上里賢一)

16-1

詩題

暮秋遊識名苑

(暮秋 識名苑に遊ぶ)

沖繩県大書記官 原忠順上る

枯柳敗荷秋已深
一泓寒水夕陽沈
留題無主流塵積
付與遊人随意吟

こりゅうはいかあきすでに
枯柳敗荷秋已深し
いっこう かんすい 夕陽沈む
一泓の寒水 夕陽沈む
題を留むるも主無く流塵積り
遊人に付与す 随意の吟

(口語訳)

枯れ柳 しぼんだ荷 識名園の秋もすでに深い
ひろびろと広がる池のつめたい水を照らして夕陽がしずむ
誰が書いたかわからぬ石碑の上にちりか飛び
旅人が気ままに詩を吟ずるにまかせている

(上里賢一)

16-2

詩題

戌子春日宴衆樂園観桜花

(戌子春日 衆樂園に宴し、桜花を観る)

悔堂原忠順

尋芳何必問群芳 芳を尋ぬるに何ぞ必ずしも群芳に問わんや
衆樂園中春事忙 衆樂園中 春事忙し
淡紅蒸日霞猶醉 淡紅日に蒸し
霞猶お酔うがごとくも
輕素含風雪自香 輕素 風を含み 雪自ら香し
西蜀名流堪北面 西蜀の名流 北面するに堪え
南山貴種號東王 南山の貴種 東王を号す
宴飲坐花真有以 宴飲して花に坐するは真に似る有り
千株况又属甘棠 千株 况や又甘棠に属するをや

(口語訳)

花の香をたずねるのに、どうして多くの花をさがし求める必要があるか。ここの桜の花だけで十分であり、衆樂園には花の香にさそわれてたくさんの人々が訪れ忙しげである。

うす紅色の花が、春の日ざしを受け、春のかすみはけだるく酔っているかのよう。白い花びらが春風を含み、雪もおのずから香ばしい。

家柄の生まれのような貴人たちが王をたたえる。

桜の下に坐って宴飲するのは、それだけで楽しいものであるが、まして周の召公の善政を尊敬し親愛の情をこめて甘棠の木を人民が大切にしたように、ここの桜は人々に慕われているのだから、なおさらである。(上里賢一)

17

掛軸

治本於農務茲稼穡

(治は農務を本とし稼穡を茲にあり)

(口語訳)

政治の根本は農業に関することを根本とし、農業をいっそう盛んにするにある。

(上里賢一)

18

孤芳無復列瑤臺

棄却當時王佐才

遺愛千年人不識

称花未必及塩梅

咏管公祠前梅

悔堂

孤芳 復た瑤臺に列すること無し

棄却す当時の王佐の才

遺愛 千年 人識らず

花を称えるも未だ塩梅に及ばず

管公の祠前の梅を咏ず 悔堂

(口語訳)

この梅を愛した菅原道真公は世俗にそまらない高潔な人物でありながら、ふたたび天子のたかどのに列することはなかった。

その当時の天子の片うでとなりうる人物はうち捨てられたままであった。

その仁愛のなごりは千年も変わることなく残っているようだが、今となっては知る人も少ない。

梅の花をたたえる人は多いが、菅原公が君主のりっぱな補佐役たりえた人物であったことまでには思い及ばない。(上里賢一)

原忠順文庫受入目録

*本目録は、受入明細書より作成されたものであり、整理後の資料目録とは異なるので注意されたい。

※ 印は、展示会で展示した資料です。

	タイトル	数量	登録番号
※ (1)	原忠順日記 明治13年	1点	88014289
※ (2)	〃 明治12年	1点	88014290
(3)	〃 明治12年	1点	88014291
(4)	〃 明治5年～明治18年	1点	88014292
(5)	〃 明治14年	1点	88014293
(6)	〃 明治15年	1点	88014294
(7)	〃 明治17年	1点	88014295
(8)	〃 明治18年	1点	88014296
※ (9)	原忠順宛鍋島直彬長文書簡 一琉球処分の内容一	1点	88014297
(10)	(9)に同じ 24通	1点	88014298
※ (11)	原忠順宛書簡類 107通	1点	88014299
(12)	原忠順メモ帳 宝永7年薩琉関係文書写し、本草関連	1点	88014300
(13)	松田道之書簡(琉球古文書 其一)	1点	88014301
(14)	〃 (〃 其三)	1点	88014302
(15)	〃 (〃 其四)	1点	88014303
(16)	〃 (〃 其五)	1点	88014304
※ (17)	原應侯(原忠順伝記)生原稿	1点	88014305
※ (18)	県内情勢に関する伊藤博文宛報告書写 原忠順・鍋島直彬差出し	1点	88014306
※ (19)	県内情勢に関する伊藤博文からの 公文書写し 他3綴	1点	88014307
※ (20)	嘉数村文書(琉球古文書 其二)	1点	88014308
(21)	沖縄県各地方間切下知役・検者姓名簿	1点	88014309

※ (22)	評定所記録	1点	88014310
※ (23)	法制之部	1点	88014311
(24)	国頭役所詰員一同御賞賜有之度候申出	1点	88014312
(25)	久米島出張復命書 豊見城盛綱・渡辺簡	1点	88014313
(26)	給与表 (明治13年6月判任現員調)	1点	88014314
(27)	預算牒進達ニ付上申書		
	警察費預算等内訳簿他 明治12年	1点	88014315
(28)	衛生之儀ニ付開申他 (明13. 法律案)	1点	88014316
(29)	沖縄県警察官履歴書 3綴	1点	88014317
(30)	行政区画整備 (案)	1点	88014318
(31)	沖縄の衛生に関する意見書 2枚	1点	88014319
(32)	辞令書・免官辞令書・辞職願等	1点	88014320
※ (33)	明治期琉球の生写真 7枚	1点	88014321
(34)	賛・原忠順漢詩文 4綴	1点	88014322
(35)	原忠順履歴 他雑書類一括	1点	88014323
※ (36)	原忠順漢詩文色紙類一括	1点	88014324
(37)	原忠順書まくり類一括	1点	88014325
(38)	偏 (扁?) 額 李丹元	1点	88014326
(39)	// 雪遠	1点	88014327
(40)	// 風月停	1点	88014328
(41)	// 扇面画	1点	88014329
(42)	宮古馬讓渡売買文書軸	1点	88014330
※ (43)	原忠順書幅	1点	88014331
※ (44)	//	1点	88014332
※ (45)	原忠順漢詩幅	1点	88014333
※ (46)	//	1点	88014334
(47)	余正元画集 (写) 折本	1点	88014335
(48)	雑書類 卷物	1点	88014336
(49)	// 折本	1点	88014337
(50)	// //	1点	88014338
(51)	原忠一関係書簡	1点	88014339
(52)	原忠一関係書簡	1点	88014340
(53)	//	1点	88014341
(54)	//	1点	88014342

(55)	原忠順死亡通知	1 点	88014343
(56)	葬式書類	1 点	88014344
(57)	先考辞令書類	1 点	88014345
(58)	先考二関スル一般書簡	1 点	88014346
(59)	吉凶書類	1 点	88014347
(60)	島津関係	1 点	88014348
(61)	古書画	1 点	88014349
(62)	写真・墨図・雜書類	1 点	88014350
(63)	雜書類	1 点	88014351
(64)	琉球国事略	1 点	88014352
(65)	六臣註文選 第 3 1 卷	1 点	88014353
(66)	// 第 3 2 卷	1 点	88014354
(67)	// 第 5 6 卷	1 点	88014355
(68)	// 第 5 7 卷	1 点	88014356
(69)	咏物詩選 第 2 卷	1 点	88014357
(70)	// 第 3 卷	1 点	88014358
(71)	// 第 4 卷	1 点	88014359
(72)	註釈排律序時 1 月～ 4 月	1 点	88014360
(73)	// 5 月～ 8 月	1 点	88014361
(74)	// 9 月～ 1 2 月	1 点	88014362
(75)	// 別集上・下 補遺、増補	1 点	88014363
(76)	朱子摘編 朱序、朱跋、上	1 点	88014364
(77)	// 下	1 点	88014365
(78)	南豊文集	1 点	88014366
(79)	上海九華堂厚衍古名残 (王義之)	1 点	88014367
(80)	一家言釈義 笠翁一家言文集 1～ 3 卷	1 点	88014368
(81)	// // 4～ 5 卷	1 点	88014369
(82)	古文靖言 第 2 卷	1 点	88014370
(83)	// 第 5 卷	1 点	88014371
(84)	// 第 6 卷	1 点	88014372
(85)	// 第 7 卷	1 点	88014373
(86)	左繡 卷二・卷三	1 点	88014374
(87)	// 卷八・卷九	1 点	88014375
(88)	酬世錦囊 對聯類 1～ 3 卷	1 点	88014376

(89)	//	//	4～5卷	1点	88014377
※(90)	//	家禮類	卷一	1点	88014378
(91)	//	壽文類他	卷五	1点	88014379
(92)	//	稱呼類他	卷一	1点	88014380
(93)	//	慶賀類他	卷二	1点	88014381
※(94)	//	天下路程	卷二	1点	88014382
(95)	資治新書		1～2卷	1点	88014383
(96)	//		5～6卷	1点	88014384
(97)	//		7～8卷	1点	88014385
(98)	//		10卷	1点	88014386
(99)	//	第2集	4～5卷	1点	88014387
(100)	//	//	13～15卷	1点	88014388
(101)	//	//	19卷	1点	88014389
(102)	古文析義詳解		第1卷	1点	88014390
(103)	//		第4卷	1点	88014391
(104)	勸學説			1点	88014392
(105)	訓俗外編			1点	88014393
(106)	江戸上り文書		卷物	1点	88014394
(107)	琉球人音楽見物控			1点	88014395
(108)	春賓弓張月		前編1	1点	88014396
(109)	//	//	2	1点	88014397
(110)	//	//	3	1点	88014398
(111)	//	//	4	1点	88014399
(112)	春賓弓張月		前編5	1点	88014400
(113)	//	//	6	1点	88014401
(114)	//		後編1	1点	88014402
(115)	//	//	2	1点	88014403
(116)	//	//	3	1点	88014404
(117)	//	//	4	1点	88014405
(118)	//	//	5	1点	88014406
(119)	//	//	6	1点	88014407

原忠順應侯（悔堂）年譜

※この年譜は久布白兼武編『原應侯』（原本）、星野英夫編著『鍋島直彬公伝』及び明治23年6月貴族院多額納税者議員に当選の際に作成した『原忠順履歴』等を参考に作成しました。

1834年(天保5年) 1歳

原忠順8月21日、父、鹿島藩物頭原忠平、母、浪子の三男二女の長男として肥前國藤津郡鹿島城内に生れる。

1839年(天保10年) 6歳

少歳にして讀書をして、劍、槍、馬術等を藩学校で学ぶ。

1849年(嘉永2年) 16歳

佐賀文学福島文蔵の塾に寄宿し、同藩校「弘道館」に通学する。傍ら江藤新平、古賀一平、石丸安世、福岡義辯其の他と親交を結ぶ。

1850年(嘉永3年) 17歳

帰藩し藩校内生寮監となる。

1851年(嘉永4年) 18歳

内生寮寮頭に進み、文学、武術に従事する。

1854年(安政元年) 21歳

初めて江戸に上り、藩主直彬公に扈従し執務、余暇の合間に幕府碩儒(*大学者)安積良齋に師事した薩邸糾合方、重野安繹、伊地知正治に就て学事を修める。

1857年(安政4年) 24歳

藩命により江戸の昌平校に入り、文学に従事し、三河の松本讓三郎、江戸の水本咸美、会津の高橋誠三郎、大村杜、林駒次郎、津軽の川村善之進、佐賀の深川亮蔵、生田弥一、長杰敬斐、薩摩の江夏壯七郎、海江田彦之進、加賀の野口之布、長州の高杉晋作、備中の三島毅、丹波の奥平穆其他諸士と交わる。

1859年(安政6年) 26歳

藩命により昌平校を退き、藩主の襲封に際して帰藩する。

11月、文武更張に就いて意見書を提出する。

扈従頭となる。

1860年(万延元年) 27歳

側頭兼侍講に進む。此の際文武の更張を主とし、学制改革等、儒者を聘し、人材を養育する等参画に加わる。

1862年(文久2年) 29歳

藩主直彬公に従って上京。志士と交わり時勢に通じる。5月、三河の松本讓三郎に京都に會し、勤王一途天下の大勢に就て、窈に時局を論議する。

1863年(文久3年) 30歳

御用人兼相談役に進む。藩主直彬公藩政を改革し、百事頗る整理の緒に就き、参画に加わる。

藩主天機伺(*天皇への表敬訪問)、且つ薩摩、肥後、肥前三藩と會議し、公武合体の建白書奏聞に就て、宗藩主名代の直彬公に随って上京する。

1864(元治元年) 31歳

御蔵方頭人を兼務する。此際藩主直彬公財政の節減、沿海地の埋築、物産の増殖及び武器を購入し、兵制を洋式に倣い、英学修業生を養成する等その他の参画に加わる。

1866年(慶應2年) 33歳

執政に進む。家老格に抜擢されたが固辞する。

1867年(慶應3年) 34歳

幕府の末路王政復古の時機に際し、直彬公に随従。佐賀本藩に赴いて、有志ともに藩論を勤皇の方向にまとめた。佐賀藩士有志者副島種臣、大木喬任、島義勇其他と往復して議する所があった。

1868年(明治元年) 35歳

2月宗藩佐賀に北陸道先鋒の命が下る。佐賀藩主乃ち鹿島藩主に代わり其兵を統率させる。藩主直彬公に原應侯をして七百の兵の長とさせ、之を率いて3月に京都に着く。俄かに宗藩主奏請し、直彬公をして長崎防邊を巡視させる。固辞せんとしても許されず已を得ず藩主に随ひ涙を呑んで途中で師を班す(*軍隊を京都から引き返す)。

1869年(明治2年) 36歳

2月直彬公に従い上京。箱館残賊追討のため、藩力を集めることを請願する。

3月宗藩佐賀より其廳へ出仕させようとしたが辞退する。

6月鹿島範知事直彬公により家老に抜擢される。

10月鹿島藩執政にあたる。

11月鹿島藩大参事に就任する

1870年(明治3年) 37歳

瀧地処分に付いて佐賀藩と交渉して功績を上げた。

1871年(明治4年) 38歳

7月14日廃藩置県

11月9日鹿島県を廃し、伊万里県に合併される。

1872年(明治5年) 39歳

2月2日事務を県庁に引渡す為即日官職を解く。藩債一金の引送を為さず。

6月10日、東京府八等出仕申付けられる。

7月晦日直彬公に従い、米国に留学政事を研究する。

9月、琉球は、琉球藩となり、尚泰王華族に列せられる。

1873年(明治6年) 40歳

5月帰国。鍋島直彬、牟田豊とともに『米政撮要』五巻を著述する。

1874年(明治7年) 41歳

1月28日内務省補八等出仕

2月28日佐賀縣暴動に際し、老母大病に付き、その養護の為、帰省を依願する。

5月9日五等議官に任ぜられる。

6月14日叙正七位

1875年(明治8年) 42歳

4月14日左院廃せられる。御用滞在仰付けられる。

7月15日、補七等出仕。

7月、内務大臣書記官松田道之来琉、琉球藩王に朝旨を訓諭する。

9月22日、御改正に付き法制修史二局の他諸課局廃止になり廃官。

1876年(明治9年) 43歳

1月27日位階を返上する。

1877年(明治10年) 44歳

土地を高津原村中牟田に購入し、植物園を拓く。

1879年(明治12年) 46歳

4月5日沖縄県少書記官となる。

4月28日叙正七位

琉球藩を廃して沖縄県を置く。鍋島直彬公沖縄県令となる。5月、一同赴任する。

「沖縄は従来より一種法令を異にする独裁藩治の結果により、旧慣を適用することではなければ容易に県政を広く行えない。然るに県民皆亡國の想を做し、陽に日本本土と風俗、言語が違ふことにより、内地の事情に通じないことを理由にして、県庁の命令を逃避し、陰では施政の道、由る所なくして置県は名ばかりで其の実績はない。曠日彌久(* むなしく日が流れ事が長引く)県政困難の餘り、遂には旧藩回復の時期が到来するだろうと、只管ら命令を逃避することによって盟約固結の旨趣としている。さらに7月に至り、虎列刺病(コレラ)が流行。斃る者所在相踵ぐ、県令また該症に罹り殆んど危篤、そして猶県治の普及を図ろうとしていた八月に至り、一方では旧藩吏員の挙動は租税の私収類似のを行っているのを認め、たまたま内地で徴募した警察官吏が着任。右私収類似の件より処分したところ其の勢自然と全体に影響し、一人も罰に触れることなく、五、

六十日も経たない内に旧三司官以下皆前非悔悟の実効を表わし、深く朝廷の寛大を感じるようになった。以後、管内一般離島僻地に至るまで総て平穩に歸し、絶て異状なし。是に於いて政令が完全に行われ置県の名実始めて相かなう緒に就く。」(原忠順履歴)

1880年(明治13年) 47歳

1月20日、赴任以来職務格別勲励に付き、其賞金百五十円下賜された。

5月20日 沖縄県大書記官に任官

6月1日 赴任以来職務勲励に付き、位階進級する。

叙正六位

1881年(明治14年) 48歳

5月鍋島直彬公沖縄県令を辞任する。

9月8日御用召に付き上京。大政官中へ転任の内命あり。沖縄赴任の末、身体疲労したことにより固辞する。

同月29日依願免本官

県治創設の際、勲励尽力候に付き特旨を以って、位階進み金百五十円下賜された。

叙従五位

11月帰懸、地方の金融及び士族生計の爲め一資本会社を起し、銀行類似の業を営むべきことを首唱する。

1882年(明治15年) 49歳

去年首唱した会社設立される。同15年1月に至り募集、株金拾万円となる。即ち鹿島銀行の前身となる。

1885年(明治18年) 52歳

12月24日賞勲局より肥前國藤津郡高津原村、立教小学校敷地の内二段六畝十四歩寄付したことにより、其の賞として、木杯一組下賜された。

1886年(明治19年) 53歳

12月24日賞勲局より肥前國藤津郡高津原鹿島警察署新築の際、金廿四及び敷地畑三畝十歩寄付したことの奇特により、其の賞として、木杯一個下賜された。

一懸一中学の政令が出て、同廿年鹿島中学校が廃止された。

1887年(明治20年) 54歳

学資窮乏者の爲、私立鹿島英語学校の設立し、之を監督する。旧藩主鍋島直彬の補助金及び地方有志者の寄付金あった。以後、遠邇(*遠近)より入学するものが年を追って増加する。帰田後、已に十年植物園を開き果樹を栽培し又、穀類試験田を拓き、傍ら養蠶等を爲して農務に従事した。

1890年(明治23年) 57歳

6月10日佐賀県多額納税者。互選により貴族院議員当選する。

9月19日貴族院令第一条五項に依り貴族院議員に任する。

11月招集により上京

1891年(明治24年) 58歳

3月帝国議会閉会。17日東京を発し帰県。

11月招集により上京

1892年(明治25年) 59歳

4月招集により上京

6月25日帰県。

11月招集により上京。

1893年(明治26年) 60歳

3月19日帰県。

11月招集により上京。

1894年(明治27年) 61歳

5月7日招集により上京。

27日病のため東京病院に入院する。

6月帰県。

10月28日死去。

編集後記

「原忠順文庫」は文部省より昭和63年度の「沖縄関係文献資料保存事業経費」を受けて購入した資料です。本コレクションは原忠順が明治14年に大書記官を辞任するまでの沖縄に関する書簡類、漢詩文、日記、古文書、当時の沖縄の写真などで構成されています。

今回の展示会は会場の都合上、「原忠順文庫」の一部しか紹介できませんが、解説等を通じて同文庫の概要についての理解の一助になれば幸いです。

展示会の開催に当って学内の教官から多大なご協力を賜りました。法文学部の金城正篤教授、同学部上里賢一教授、教育学部豊見山和行助教授のご3名には御多忙の中、展示資料の選定及び解説をして頂きました。又、「原忠順文庫」の関係資料として、佐賀県の鹿島市立図書館の三原忍氏より、『鍋島直彬公伝』をご送付して頂きました。沖縄県文化振興会公文書管理部資料編集室より『原應侯』（活字本）を展示の為、借用させて頂きました。

ここに厚くお礼申し上げます。

なお、琉球大学附属図書館では平成8年度より科学研究費研究成果公開促進費の交付を受けて「琉球方言音声データベース」を作成しており、Web版のホームページを通じて、インターネットで試行中です。端末機を展示会場に設置しましたので、下記の電子化資料と併せてご覧ください。

- ①琉球方言音声データベース
- ②琉球王府時代の八重山宮良家に代々伝わる「宮良殿内文庫」の古文書
- ③宣教師ブール師が撮影した大正期の沖縄の風俗写真
- ④本学風樹館所蔵の沖縄の珍しい動植物等

展示委員会

原忠順文庫資料展

(第7回資料展)

1999年11月8日

編集 琉球大学附属図書館資料展示委員会

発行 琉球大学附属図書館

〒903-0214

沖縄県中頭郡西原町千原1番地

Tel 098-895-2221 (代表)